

手続き/届出

届出/登録/証明

称 明 名 説 問い合わせ

戸籍の届出

→ P80



🔐 住所変更の届出

▶ P80•81



🔐 住所変更の届出(外国人住民の方)

▶ P81•82



🔐 印鑑登録の手続き

▶ P82



回線線回

戸籍、住民票等の証明書の発行・手数料

→ P82

コンビニ交付サービス **P83**



住民票等の夜間・休日サービス → P83



委任状の書き方

→ P83•84

※ 個人番号通知書

→ P84





マイナンバーカード(個人番号カード) → P84・85

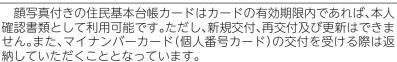


公的個人認証サービス → P85





住民基本台帳カード



記載事項の変更について

有効期限内の住民基本台帳カードをお持ちの方で、住所や氏名等に変更 があったときは、窓口に届け出て、カードの記載内容を変更してください。

戸籍住民課住民記録係

111 5273-3601 FAX 3209-1728

葬儀·墓地 → P85



国民健康保険(国保)

対象となる方

→ P86







届出が遅れた場合



保険診療は、保険証を交付された日からしか受けられません。保険料は、 国保の資格が発生した月までさかのぼって(最大2年間)納めることになり ます。転出または職場の健康保険に加入したあとに、新宿区の保険証を使 用した場合は、医療費を区に返還していただきます。

医療保険年金課 国保資格係

111 5273-4146 医療保険年金課 国保給付係

11 5273-4149 FAX 3209-1436

保険料の決め方

▶ P87



保険料の納め方

▶ P87



モバイルレジによる 納付

モバイルレジとは、税金、保険料の納付書(30万円以下)に印刷された バーコードをスマートフォンのカメラで読み取り、モバイルバンキング (インターネットを経由して利用する銀行サービス)やクレジットカード を利用して納付することができるサービスです。

※詳細は、株式会社NTTデータの「モバイルレジホームページ」をご覧くだ さい。

ホームページ



携帯サイト



税務課収納管理係 **111** 5273-4139

FAX 3209-1460

介護保険課資格係

111 5273-4273

FAX 3209-6010

医療保険年金課 国保資格係

III 5273-4146

FAX 3209-1436

ペイジーによる納付

ペイジー納付とは、税金、公共料金、各種料金などの支払いを金融機関の 窓口やコンビニのレジに並ぶことなく、パソコンやスマートフォン、ATM から支払うことができるサービスです。上限金額なく利用でき、振込手数 料もかかりません。

※詳細は、「Pay-easy(ペイジー)ホームページ」をご覧 ください。

国黨

税務課収納管理係

III 5273-4139 FAX 3209-1460

医療保険年金課 国保資格係

III 5273-4146

FAX 3209-1436

コード決済を活用した 電子マネーによる納付

あらかじめ利用登録したスマートフォン決済アプリの請求書払いサー ビスを活用して、税金や保険料を納付するサービスです。利用できる事業 者は納付書の裏面に記載されていますのでご確認ください。

税務課収納管理係

111 5273-4139 FAX 3209-1460

介護保険課資格係

111 5273-4273

FAX 3209-6010

医療保険年金課

国保資格係

111 5273-4146

FAX 3209-1436

保険料の納付相談

特別な事情により、納期限までに保険料の納付が困難な方は、ご相談ください。 納期限を過ぎてもお支払いが区で確認できないときに国保料お知らせ コールセンターから電話やショートメッセージによる納付案内をしてい ます。納付案内は午前9時から午後7時までに行います。土・日曜日、祝日に ご案内する場合もあります。不審な電話などがあった場合は、お問い合わ せください。

医療保険年金課 納付推進係

111 5273-4158 FAX 3209-1436

※令和7年度に組織名・電 話番号等を変更予定

保険料・一部負担金の減免

▶ P87





交通事故等の届出



交通事故や暴力などでけがをしたとき、治療費は加害者が負担するのが原 則ですが、加害者の支払いの都合や損害賠償に時間がかかるなどの理由で、 保険証を使用して診療を希望するときは、必ず届け出てください。保険証の 使用により国保が立て替えた治療費は、後日、国保から加害者に請求します。

医療保険年金課 国保給付係

111 5273-4149 FAX 3209-1436

国保の保養施設等事業



国保に加入している方の健康増進や保養などに利用していただくため、 保養施設事業を行っています。詳しくは、ホームページをご覧いただくか、 直接お問い合わせください。

医療保険年金課庶務係

111 5273-4078

FAX 3209-1436

特定健康診査の実施

国民健康保険に加入している40歳~74歳の方に実施します。 → P95

健康づくり課健診係

111 5273-4207 FAX 5273-3930

給付のあらまし **> P88**



療制

後期高齢者医療制度

後期高齢者医療制度 とは



後期高齢者医療制度は、75歳以上(一定の障害がある方は65歳以上)の 方を対象とする医療制度です。

後期高齢者医療制度の被保険者が、病気やケガをしたときに、保険適用 の総医療費の一部(所得に応じて1割~3割)を支払うことで、保険診療を 受けられる仕組みになっています。

この後期高齢者医療制度は、都内すべての区市町村が加入する東京都後 期高齢者医療広域連合(以下「広域連合」と記載)が主体となって運営して います。

高齢者医療担当課 高齢者医療係

111 5273-4562 FAX 3203-6083

対象となる方



75歳になった方は、下記に該当する方を除き、それまで加入していた医 療保険(国民健康保険や被用者保険)から、自動的に後期高齢者医療制度に 加入することになります。

また、65歳以上75歳未満で一定の障害がある方については、申請により 加入することができます。

高齢者医療担当課 高齢者医療係

III 5273-4562 FAX 3203-6083

○対象とならない方

- ●生活保護を受けている方
- ●在留資格が「外交」の方、または「特定活動」のうち医療目的や観光・保養

₩ 資格の取得・喪失



保険料の決め方





保険料の納め方

▶ P89



給付のあらまし

▶ P89



保険料・-	一部負担金	の減免
[



災害など特別な事情で生計維持が著しく困難となった方に、保険料や一 部負担金の減額・減免または徴収を一時猶予する場合があります。

交通事故等の届け出



事故や暴力等に伴う治療費は加害者が負担するのが原則ですが、損害賠 償上の都合等で被保険者証を使用しての診療を希望する場合、必ず届け出 てください。治療費は後日、広域連合から加害者に請求します。

高齢者医療担当課 高齢者医療係 **E** 5273-4562

FAX 3203-6083

保養事業



後期高齢者医療制度に加入している方の健康保持増進を図るため、保養 事業を行っています。

詳しくは、新宿区ホームページをご覧いただくか、直接お問い合わせく ださい。

後期高齢者医療制度に加入している方に実施します。→ P95 健康診査の実施 ※施設入所者は、対象とならない場合がありますのでご注意ください。

健康づくり課健診係

111 5273-4207 FAX 5273-3930



国民年金

▶ P89



国民年金の加入

→ P90



国民年金保険料の免除



経済的理由などで保険料を納めることが困難な方は「保険料免除・納付 猶予制度」を、学生の方には「学生納付特例制度」を、平成31年2月1日以降 に出産された方は「産前産後期間の免除制度」を利用できます。

医療保険年金課年金係

TEL 5273-4338 FAX 3209-1436

※任意加入の方は上記のいずれも利用できません。

国民年金の給付

令和6年度老齢基礎年金、障害基礎年金及び遺族基礎年金の各年金額に ついては新宿年金事務所にお問い合わせください。

医療保険年金課年金係

●外国人の被保険者が帰国する場合は、脱退一時金の制度があります。 ●3年以上国民年金の保険料を納付した人が、年金を受給しないで死亡し た場合、死亡一時金が支給されます。

111 5273-4338 FAX 3209-1436 新宿年金事務所

年金生活者支援給付金



老齢基礎年金、障害基礎年金、遺族基礎年金等の受給資格者で、所得要件 等に該当する方に年金生活者支援給付金が支給されます(請求書の提出が 必要)。

111 3354-5048 FAX 3354-5049

旧軍人等援護·戦没者等 の遺族



戦没者等の遺族に対する特別弔慰金、各種特別給付金申請の受け付けな どを行っています。

地域福祉課福祉計画係

恩給等の請求をお考えの方は、東京都福祉局生活福祉部企画課援護恩給 担当へ**EL 5320-4078 FAX 5388-1403**

TEL 5273-4228 FAX 3209-9948

●恩給の受給者が亡くなられたときや、住所や□座振込先を変更したとき は、手続きが必要となる場合があります。詳細は、総務省政策統括官(恩 給担当) 恩給相談室へ。恩給相談専用電話 [Ell 5273-1400]

厚生年金の給付

工場・商店・事務所など [法人の事業所] で働く方は、健康保険・厚生年金 保険に加入します。厚生年金に加入していた期間のある方が65歳で国民 年金から老齢基礎年金を受けられるようになったときは、老齢基礎年金に 上乗せする形で、老齢厚生年金が支給されます。厚生年金加入中に病気や けがで一定の障害の状態になったときは障害厚生年金等、亡くなったとき には遺族に遺族厚生年金が支給されます。

国 新宿年金事務所 (新宿区新宿5-9-2 ヒュー リック新宿五丁目ビル)

III 3354-5048 FAX 3354-5049

税金

特別区税等に関する手続き





特別区税等の納付場所



特別区民税・都民税・森林環境税(普通徴収分)、軽自動車税(種別割)は、 税務課または特別出張所、銀行、郵便局などの金融機関、コンビニエンスス トア(コンビニエンスストア納付用バーコードの印刷されている納付書に 限る)でお支払いいただけます。自宅や外出先でも簡単にスマートフォン による納付(モバイルレジ → P77)、コード決済を活用した電子マネーに よる納付(コード決済を活用した電子マネー → P77)ができます。また、ペ イジー納付では、ATM・スマートフォン・パソコンで簡単に納付(ペイジー → P77)できます。

税務課収納管理係

111 5273-4139 FAX 3209-1460

特別区税等の納付相談



特別区民税・都民税・森林環境税、軽自動車税(種別割)について、納期限 までに納付が困難な方は、ご相談ください。

納期限を過ぎても「特別区民税・都民税」「軽自動車税(種別割)」のお支 払いが区で確認できないときに納税お知らせコールセンターから電話で 納付案内をしています。電話は午前9時から午後7時までにおかけします。 土・日曜日、祝日におかけする場合もあります。

税務課納税係

TEL 5273-4534 FAX 3209-1460

※令和7年度に組織名・電 話番号等を変更予定

都税

→ P91

国税

→ P91

インターネットを利用した手続き等

電子申請サービス > P91



窓口受付状況·Web発券

→ P91



登録/証明 届出。

戸籍の届出

問 戸籍住民課戸籍係 Ⅲ 5273-3506 № 3209-1728

戸籍は夫婦・親子など個人の身分関係を登録・証明するもので、夫婦・親子単位で作られています。戸籍のあるとこ ろを本籍地といいます。戸籍の記載は届出によります。

届出は、戸籍住民課または特別出張所 → P66·67の窓口で受け付けています(特別出張所では、お預かりした届書 を戸籍住民課戸籍係へ取り次ぎしています)。窓口取扱時間外は、区役所地下1階の宿直窓口で届書をお預かりして います。

届出人の一部または全部が外国人である届出については、事前にお問い合わせください。

種類	届出人	届出先	届出期間・その他
【出生届】 子どもが生まれたとき	父、母 (届出ができないときは、同居 者・医師または助産師の順)	父母の本籍地・届出人の住所 地(所在地)または出生地	生まれた日を含めて14日以内 (日本国外で生まれたときは3か月以内)
【婚姻届】 結婚するとき	夫と妻	夫か妻の本籍地または住所 地(所在地)	_
【 離婚届】 協議離婚するとき	夫と妻	夫婦の本籍地または 住所地(所在地)	離婚成立の日から3か月以内に「戸籍法77条の2の届」をすることにより、婚姻中に称していた氏を称することができます。
【死亡届】 死亡したとき	親族・同居者・家主・地主・家屋 または土地の管理人・後見人・ 保佐人・補助人・任意後見人・ 任意後見受任者	死亡者の本籍地・届出人の住	死亡の事実を知った日から7日以内 (日本国外で死亡したときは3か月以内)
【転籍届】 本籍地を変更するとき	筆頭者とその配偶者	本籍地・転籍地または届出人 の住所地(所在地)	_

- ※届出に必要な書類など、詳しくは事前にお問い合わせください。
- ※戸籍関係の届出は、このほかに養子縁組届・養子離縁届・認知届・分籍届等があります。
- ※届出の際に窓□に届書をお持ちになった方の本人確認を行います(婚姻届·協議の離婚届·養子縁組届·協議の養子 離縁届・認知届)。本人確認ができる書類(有効期限内の運転免許証・旅券・マイナンバーカード(個人番号カード)・ 顔写真付きの住民基本台帳カード等)をお持ちください。

妊娠・出産に関すること → P119 子どもに関する相談 → P124・125 子どもに関する手当・助成 → P127 葬儀·墓地に関すること → P85 引っ越しするとき → P80~82

★住所変更の届出

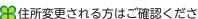
戸籍住民課住民記録係 IEU 5273-3601 EXX 3209-1728

住民基本台帳は、住所・家族構成などの居住関係を記録・証明するもので、就学・選挙・印鑑登録・国民健康保険・国民 年金などの基本となるものです。住所・世帯構成などが変わるときは、戸籍住民課または特別出張所 → P66・67の窓 口に届け出てください。

※外国人住民の方は「住所変更の届出(外国人住民の方)」をご覧ください(→ P81·82)。



泛証明



種 類	届出期間	届け出に必要なもの(原本をお持ちください)
		転出証明書・届出人の本人確認ができるもの・マイナンバーカード(個人番号カード)(お持ちの方)・住民基本台帳カード(お持ちの方)

※国外からの転入届の場合は、転入者全員の旅券の原本・戸籍謄本(抄本)・戸籍の附票の写しが必要です(本籍が新宿区の方、平 成26年4月1日以後に国外への転出届を行っており、戸籍の内容に変更がない方で、新宿区へ再転入される方は戸籍謄本(抄 本)・戸籍の附票の写しは不要です)。また前提として、国外へ転出した際に、国外への転出届を行っていることが必要です。

【 転居届】 (区内で引っ越したとき)	届出人の本人確認ができるもの・国民健康保険証(加入している方)・マイナン バーカード(個人番号カード)(お持ちの方)・住民基本台帳カード(お持ちの方)
【 転出届】 (区外に引っ越すとき)	届出人の本人確認ができるもの・国民健康保険証(加入している方)・印鑑登録証(登録している方)・マイナンバーカード(個人番号カード)(お持ちの方)・住民基本台帳カード(お持ちの方)

※生活の本拠地を国外に異動する場合は、国外転出届出をしてください。必要なものは転出届と同じですが、転出証明書は発行 しません。詳しくは、お問い合わせください。

【世帯変更届】	亦再のおった口	届出人の本人確認ができるもの・国民健康保険証(加入している方)
(世帯主が変わったとき・世帯を分	友史のの フルロ	届出人の本人確認ができるもの・国民健康保険証(加入している方)
けたり、一緒にしたりしたとき)	から140以内	

※届出の際に本人確認を行います。届出人の本人確認ができる書類(有効期限内の運転免許証・旅券・マイナンバー カード(個人番号カード)・顔写真付きの住民基本台帳カード等)をお持ちください。代理人が届出をするときは、委 任状が必要です(本人と同一世帯の方は不要)。

区立小・中学校への転入学・転校手続き → P123

引っ越しするとき → P2

🔐 住所変更の届出(外国人住民の方)

問 戸籍住民課住民記録係 IEU 5273-3601 IEX 3209-1728

住所・世帯構成などが変わるときは、届け出てください。届出は戸籍住民課住民記録係で受け付けています。

※特別出張所 → P66·67の窓□でもお取扱いできますが、国外からの転入届や中長期在留者等となった場合の届出を されるとき、通訳が必要なとき、または団体で届出をされるときは戸籍住民課住民記録係の窓口をご利用ください。

種 類	届出期間	届け出に必要なもの(原本をお持ちください)	
【 国外からの転入届】 (国外から引っ越してきたとき)	住み始めた日 から14日以内	 在留カード(在留カードが後日交付される方は旅券)、特別永住	
【中長期在留者等となった場合の届出】 (区内にお住まいの短期滞在者等の方が、中 長期在留者等となったとき)	中長期在留者 等となった日 から14日以内	者証明書または外国人登録証明書 ※世帯主との続柄を証する文書が必要です。 ※再入国された方は、転入者全員の旅券が必要です。	
【他の区市町村からの転入届】 (区外から引っ越してきたとき)	引っ越した日 から14日以内	転出証明書・在留カード、特別永住者証明書または外国人登録証明書・マイナンバーカード(個人番号カード)(お持ちの方)・住民基本台帳カード(お持ちの方) ※世帯主との続柄を証する文書が必要な場合があります。	
【 転居届】 (区内で引っ越したとき)	引っ越した日 から14日以内	在留カード、特別永住者証明書または外国人登録証明書・国民健康保険証(加入している方)・マイナンバーカード(個人番号カード)(お持ちの方)・住民基本台帳カード(お持ちの方) ※世帯主との続柄を証する文書が必要な場合があります。	
【 転出届】 (区外や国外に引っ越すとき)	引っ越す前	届出人の本人確認ができるもの・国民健康保険証(加入している方)・印鑑登録証(登録している方)・マイナンバーカード(個人番号カード)(お持ちの方)・住民基本台帳カード(お持ちの方)	
【世帯変更届】 (世帯主が変わったとき・世帯を分けたり、一 緒にしたりしたとき)	変更のあった 日から14日以	届出人の本人確認ができるもの・世帯主との続柄を証する文書・	
【世帯主との続柄の変更届】 (外国人住民の世帯主との続柄が戸籍の届出 に基づかないで変わったとき)	内 内	国民健康保険証(加入している方)	

- ※届出の際、本人確認を行います。届出人の本人確認ができる書類(有効期限内の在留カード・特別永住者証明書・マ イナンバーカード(個人番号カード)等)をお持ちください。代理人が届出をするときは、委任状が必要です(本人と 同一世帯の方は不要)。
- ※世帯主との続柄を証する文書は原本をお持ちください。文書が外国語の場合は、翻訳者を明らかにした日本語の訳 文を添付してください。
- ※10名以上の団体で届出をするときは、事前にお問い合わせください。受付予約が必要です。
- ※特別永住者証明書の交付に関する申請については、事前にお問い合わせください。申請は戸籍住民課住民記録係で 受け付けています。



/証明

□ 国 法務省出入国在留管理庁 外国人在留総合インフォメーションセンター **III** 0570-013904(IP電話・PHSからは03-5796-7112)

外国人の方への情報提供 → P142 外国人相談 → P49 外国籍のお子さんの就学 → P123

※ 印鑑登録の手続き

問 戸籍住民課住民記録係

111 5273-3601 FAX 3209-1728

登録する印鑑をお持ちになって申請してください (15歳未満の方は登録できません。成年被後見人の方が 申請する場合は、法定代理人の方の同行が必要です)。 登録は戸籍住民課または特別出張所 → P66・67で受け 付けています。

登録申請後、区から郵便で本人あてに文書照会をし ます。同封の回答書に本人が必要事項を記入の上、登録 印・本人確認ができる書類とともに申請した窓口へお 持ちください。回答書と引き換えに印鑑登録証(カー ド)を交付します。なお、申請者本人が有効期限内の運 転免許証・日本国旅券・マイナンバーカード(個人番号 カード)・顔写真付きの住民基本台帳カード等を提示し たとき(本人確認書類については、事前にお問い合わせ ください)、または条例で定める保証書を添付したと きは、印鑑登録証を即日交付します(登録手数料1件50 円)。

※代理の方が申請するときは、代理の方の本人確認が できる書類と委任状が必要です。

〈登録できない印鑑〉

- ●住民基本台帳に記録されている氏名または氏名 の一部(旧氏・通称含む)を組み合わせた文字で 表していないもの
- 職業・資格など他の事項をあわせて表している **≠**₁Ø
- ゴム印その他の印鑑で変形しやすいもの
- ●印影の大きさが一辺8mmの正方形に収まるも の、一辺25mmの正方形に収まらないもの
- ●印影が不鮮明なもの、または文字の判読が困難 なもの
- 凹凸が逆転しているもの
- その他登録するのに適当でないもの(例:外枠の ないもの・欠けているもの・三文判・指輪印など)

戸籍、住民票等の証明書の発行・手数料

問表1~8は戸籍住民課戸籍係 Ⅲ 5273-3509 表9~14は戸籍住民課住民記録係 Ⅲ 5273-3601 3209-1728 (共通) 特別出張所 → P66·67

来庁者(請求者または代理人)の本人確認ができる書 類(有効期限内の運転免許証・旅券・マイナンバーカー ド(個人番号カード)・顔写真付きの住民基本台帳カー ド等)をお持ちください。本人以外の方が請求する場 合・同一世帯や同一戸籍でない方が請求する場合は、証 明書の種類によって、委任状や疎明資料(請求理由等を 明示できる資料)などが必要になることがあります。ま た、代理人による請求ができない証明書もありますの で必ず事前にお問い合わせください。

	主な証明書の種類	手数料
1	戸籍全部事項証明書(謄本)·個人事項 証明書(抄本)·戸籍広域交付証明書	1通450円
2	除籍全部事項証明書(謄本)·個人事項証明書(抄本)·改製原戸籍謄本(抄本)·除籍広域交付証明書·改製原戸籍広域交付証明書	1通750円
3	戸籍一部事項証明書	1通450円
4	除籍一部事項証明書	1通750円
5	戸籍届出の受理証明書	1通350円
6	不在籍証明書	1通300円
7	身分証明書	1通300円
8	戸籍の附票の写し	1通300円
9	住民票の写し	1通300円 (コンビニ交付は 1通200円)
10	広域交付住民票	1通300円
11	住民票記載事項証明書	1通300円
12	不在住証明書	1通300円
13	住民基本台帳の閲覧 ※区役所戸籍住民課のみの取り扱いです	30分 1,000円
14	印鑑登録証明書 ※必ず印鑑登録証(カード)をお持ち ください。代理人の場合、本人の氏 名・住所及び生年月日が分かる方に 限ります	1通300円 (コンビニ交付は 1通200円)

- ※コンビニ交付サービスをご利用の場合は、利用者証 明用電子証明書が搭載されているマイナンバーカー ド(個人番号カード)が必要です。
- ※自動交付機サービスは、令和2年3月31日で終了しま
- ※戸籍等広域交付証明書はその戸籍に記載されている 方とその方の配偶者、直系血族に限り、請求できます。 代理人による請求はできません。
- ※特別出張所では請求者本人が記載された戸籍広域交 付証明書のみ取り扱います。

コンビニ交付サービス

間 住民票関係·印鑑登録証明書関係:

戸籍住民課住民記録係 **E** 5273-3601

FAX 3209-1728

区税関係: 税務課収納管理係

E 5273-4139 FAX 3209-1460

コンビニ交付サービスは利用者証明用電子証明書が 搭載されているマイナンバーカード(個人番号カード) などを利用して、全国のコンビニエンスストア等のキ オスク端末(マルチコピー機)から「住民票の写し」「印 鑑登録証明書|「課税(非課税)証明書|(→ P90)「納税 証明書」(→ P90)を取得できるサービスです。

ご利用に必要なもの

利用者証明用電子証明書が搭載されたマイナンバー カード(個人番号カード)もしくはスマホ用電子証明書 が搭載されたスマートフォン

取得できる証明書

証明書の種類	請求できる内容
住民票の写し	本人及び同一世帯の方のもの *除かれた住民票は取得できま せん
印鑑登録証明書	印鑑登録をしている本人のもの
特別区民税·都民税 課税(非課税)·納税証明書	現年度+過去3年度分 *申告等により税情報がある方 のみ

利用できる店舗

キオスク端末(マルチコピー機)が設置されているコ ンビニエンスストア等

利用時間

午前6時30分から午後11時まで

※12月29日~1月3日とメンテナンス時は利用できま せんの

交付手数料 各証明書1通につき 200円

住民票等の夜間・休日サービス

問 戸籍関係:戸籍住民課戸籍係

運 5273-3509 FAX 3209-1728

住民票関係: 戸籍住民課住民記録係

11 5273-3601 **FAX** 3209-1728

区役所の開庁時間内においでになれない方のための サービスです。下記の方法によるほか、上記コンビニ交 付サービスもご利用ください。

- 休日の窓口開設 → P59
- 火曜日の窓口時間延長 → P59

取り扱い業務については、お問い合わせください。

○ 宿直窓口での取り次ぎ

住民票の写し・戸籍全部事項証明書(謄本)・戸籍個人 事項証明書(抄本)は、窓口取扱時間外は、区役所地下1 階の宿直窓□で交付申請の取り次ぎを行っています。 本人が直接、宿直窓口で交付申請書に記入し、手数料・ 送料とともに預けてください。翌開庁日以降に郵便で 証明書をお送りします。

※住所の記載のある本人確認ができる書類(有効期限 内の運転免許証・健康保険証・マイナンバーカード (個人番号カード)・顔写真付きの住民基本台帳カー ド等)をお持ちください。

※戸籍等広域交付証明書は取り扱いません。

受付時間

開庁日:午後5時15分~9時

(火曜日は午後7時15分~9時)

閉庁日:午前9時~午後5時(年末年始を除く)

○郵便による請求

住民票の写し・戸(除)籍全部事項証明書(謄本)・個人 事項証明書(抄本)等は、郵便で請求できます。(戸籍等 広域交付証明書は、郵便による請求はできません。)請 求書(申請書)・手数料(定額小為替)・切手を貼った返信 用封筒と請求者の住所の記載のある本人確認ができる 書類(有効期限内の運転免許証・健康保険証・マイナン バーカード(個人番号カード)(表面のみ)・顔写真付き の住民基本台帳カード等)のコピーを同封し、戸籍住民 課または特別出張所 → P66·67へお申し込みくださ い。後日、請求者ご本人の住民登録地へ郵便でお送りし ます。本人請求以外の場合は、委任状や疎明資料が必要 になることがありますので、必ず事前にお問い合わせ ください。

委任状の書き方

問 戸籍関係:戸籍住民課戸籍係

111 5273-3509 FAX 3209-1728

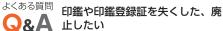
住民票関係: 戸籍住民課住民記録係 **E** 5273-3601 **E** 3209-1728

区税関係:税務課収納管理係

11 5273-4139 FAX 3209-1460

戸(除)籍全部事項証明書(謄本)・個人事項証明書(抄 本)、住民票の写し、区税の証明のほか印鑑登録などを 代理人が請求(申請)するときは、委任状(本人の自署・ 押印)が必要です(収入印紙は不要)。手続きによっては 代理人の本人確認ができる書類も必要です。

マイナンバー(個人番号)・住民票コードが記載され た住民票の写しなどは、窓口で代理人へ直接交付せず、 委任者(本人)あてに郵送します。詳しくは、事前にお問 い合わせください。



【見本】

委任状

令和 **年**月**日

新宿区長あて

委任者 住所****** 氏名*****

電話番号 ******

私は、下記の者を代理人と定め、※(下記参照)の権限を委任します。 記

===

例:※の部分

●戸籍全部事項証明書:「(誰の)戸籍全部事項証明書○通の申請及び受領」

※相続等で必要な対象者の出生から死亡までの戸籍 の取得等を委任する場合は、委任状の書き方につ いて事前にお問い合わせください。

- ※戸籍に関する証明書の委任状については、区のホームページでも様式を公開しています。
- ※戸籍等広域交付証明書は代理人からの請求はできません。
- ●住民票の写し: 「住民票の写し○通受領」
 - ※住民票の写しで原則省略となっている項目(続柄・本籍・国籍・在留情報など)の記載が必要な場合は、 委任状に記載を希望する旨を記入してください。
 - ※住民票の写しの委任状については、区のホームページでも様式を公開しています。
- ●印鑑登録: [印鑑登録申請] または [印鑑登録証受領]
- ●住所変更: 「転入届出」「転居届出」「転出届出」または 「世帯変更届出」のいずれか
- ●区税の証明:令和(または平成)○年度課税(または納税)証明書○通交付申請

→ ※ 個人番号通知書

問 戸籍住民課住民記録係

5273-3601 **FAX** 3209-1728

個人番号通知書はマイナンバー(個人番号)を通知する紙で、氏名、生年月日、マイナンバー(個人番号)が記載されています。出生、国外からの転入等で新たに国内に住所を登録した方へマイナンバー(個人番号)を通知するために、簡易書留(転送不要)で郵送します。個人番号カード交付申請書兼電子証明書発行申請書・説明用パンフレット・交付申請書送付用封筒が同封されています。発行及び郵送は、地方公共団体情報システム機構(J-LIS)が実施しています。個人番号通知書がお手元に届いたら、大切に保管してください。

- ※個人番号通知書はマイナンバー(個人番号)を証明する書類としては利用できません。
- ※通知カードは法律の改正により、令和2年5月25日から以下の手続きが終了しました。
 - ●通知カードの新規発行及び再交付
 - ●通知カードの住所、氏名等記載事項変更

問 戸籍住民課住民記録係

5273-3601 **EXX** 3209-1728

マイナンバーカード(個人番号カード)は顔写真付きのプラスチック製のICカードで、表面に氏名、住所、生年月日、性別、裏面にマイナンバー(個人番号)が記載されています。希望する区民の方に交付します。初回交付手数料は無料、再交付の手数料は800円かかります(電子証明書の再発行を含む場合は別途200円かかります)。再交付手続きについては、お問い合わせください。

○マイナンバーカード(個人番号カード)の申請方法

- 1 郵送で申請する方法
- ●個人番号カード交付申請書と交付申請書送付用封筒を使用して申請します。申請書や封筒は、戸籍住民課または特別出張所で受け取るか、インターネットでダウンロードして入手してください。(通知カードに付属の申請書または個人番号通知書に同封の申請書を使用することもできます。氏名・住所等に変更があるときは、変更箇所を手書きで修正してから申請してください。)
- ●申請書に顔写真を貼り、マイナンバー等の必要事項を記入して交付申請書送付用封筒に入れて投函します。
- 2 インターネット・まちなかの証明写真機で申請する方法
- ●通知カードに付属の申請書または個人番号通知書に同封の申請書のIDまたは二次元コードを使用して申請します。通知カードに付属の申請書または個人番号通知書に同封の申請書がない場合は、本人確認書類を持参のうえ、戸籍住民課または特別出張所でID付きの申請書を請求してください。
- ●インターネットの場合は、デジタルカメラ・スマートフォンで顔写真を撮影し、保存した後、WEBサイトにアクセスします。アクセス 後、画面表示に従って申請してください。
- 後、画面表示に従って申請してください。 **回忆場** ● まちなかの証明写真機の場合は、証明写真機のタッ チパネルから「個人番号カード」を選択し、画面表示
- に従って申請してください。 3 マイナンバーカードオンライン申請サポートサー
- 3 マイナンバーカードオンライン申請サポートサービスで申請する方法
- ●通知カードに付属の申請書または個人番号通知書に同封の申請書のIDまたは二次元コードを使用して申請します。通知カードに付属の申請書または個人番号通知書に同封の申請書がない場合は、本人確認書類を持参のうえ、戸籍住民課窓□で請求してください。

申請書のIDまたは二次元コードを使用して、区の担当者がその場で、申請に必要な写真撮影から申請までのお手伝いをします。なお、マイナンバーカードオンライン申請サポートサービスは区役所本庁舎戸籍住民課の窓口のみでの取り扱いとなります。

※「顔認証マイナンバーカード」については、戸籍住民 課住民記録係までお問い合わせください。



申請後、交付通知書が自宅に届きますので、同封の案内に従い受取予約をし、予約した交付場所で、交付通知書、通知カード・住民基本台帳カード(お持ちの方)と本人確認書類(有効期限内の運転免許証・旅券・在留カードなど顔写真付きの本人確認書類のうち1つ。お持ちでない方は健康保険証・年金手帳・後期高齢者医療証・学生証などのうち2つ)をお持ちの上、受け取ってください(事前予約制)。本人確認の後、交付します。

また通知カード・住民基本台帳カード(お持ちの方)はマイナンバーカード(個人番号カード)交付時に返納してください。

○マイナンバーカード(個人番号カード)の利用場面

マイナンバーカード(個人番号カード)は本人確認書類として利用できるほか、電子証明書を記録すると、e-Tax等の電子申請やコンビニ交付サービス → P83などでも利用できます。

○ 記載事項の変更について

住所や氏名等に変更があったときは、14日以内に窓口に届け出て、カードの記載内容を変更してください。

=

公的個人認証サービス

問 戸籍住民課住民記録係

5273-3601 FAX 3209-1728

公的個人認証は、オンラインで(=インターネットを通じて)各行政機関への申請や届出などを行う際に、他人による「なりすまし」やデータの改ざんを防ぐために用いられる本人確認の手段です。

地方公共団体情報システム機構(J-LIS)が発行する「電子証明書」と呼ばれるデータを、外部から読み取られるおそれのないマイナンバーカード(個人番号カード)などのICチップに記録し、これを用いて安全なオンライン手続を実現します。

○ 電子証明書について

マイナンバーカード(個人番号カード)では「署名用電子証明書」と「利用者証明用電子証明書」の2種類の電子証明書が利用できます。初回の交付手数料は無料、再交付手数料は200円です。

○ 署名用電子証明書

インターネットを利用して電子文書を送信する際など、文書が改ざんされていないことを証明できます。 e-Tax → P91の確定申告等、文書を伴う電子申請に利用できます。実印に相当するため、15歳未満の方・成年被後見人の方には原則発行することができません。

○ 利用者証明用電子証明書

インターネットを閲覧する際などに、利用者本人であることを証明できます。コンビニ交付サービス、マイナポータルへのログインやマイナンバーカード方式によるe-Taxの確定申告等に利用できます。

※マイナポータル:マイナンバー(個人番号)を含む自分の情報が行政機関でどのようにやりとりされているかの確認ができるほか、行政サービスなどのお知らせを受け取ることができるポータルサイトです。

○ 有効期限

マイナンバーカード(個人番号カード)の電子証明書の有効期限は、発行の日から5回目の誕生日です。ただし、署名用電子証明書は、引っ越しや婚姻等で、住所や氏名等が変更になると、有効期限内であっても失効します。

○ 更新手続き

電子証明書の有効期限の3か月前から電子証明書の 更新手続きが行えます。マイナンバーカードを持参の うえ戸籍住民課または特別出張所 → P66・67で手続 きしてください。更新手続き後の電子証明書の有効期 限は、原則として更新した日から6回目の誕生日までで す。

➡ 葬儀・墓地

間 戸籍住民課戸籍係

TEL 5273-3506 FAX 3209-1728

○ 区民葬儀

死亡した方または葬儀を行う方が23区にお住まいのとき、葬儀の一部を23区統一の協定料金で利用できる制度です。戸籍住民課または特別出張所 → P66·67へ死亡届を提出し、区民葬儀券の交付を受けて、取扱指定店にお申し込みください。

○遺骨を改葬するとき

遺骨を埋葬・納骨してある寺院または霊園の所在地の区市町村の役所に改葬許可を申請し、許可証の交付を受けてください。申請に必要な書類など、詳しくは事前にお問い合わせください。

○ 都立霊園についての相談

間東京都公園協会 111 3232-3151 FAX 3232-3194

(国保)

国民健康保険(国保)

対象となる方

問 医療保険年金課国保資格係

111 5273-4146 FAX 3209-1436

病気や思わぬ事故に備えて、国民は、だれでもいずれ かの健康保険に加入することが義務づけられていま す。区内在住の方は、下記に該当する方を除いて、すべ て区の国民健康保険に加入しなければなりません。新 宿区に住民登録している在留期間が3か月を超える外 国人の方も同様です。

- 職場の健康保険加入者とその扶養家族
- 国民健康保険組合の加入者
- 後期高齢者医療制度に該当する方
- ●生活保護を受けている方
- ●外国人の方で在留資格が「外交」の方、医療目的、観 光・保養等で発給された「特定活動」に該当する方等

帰届出・手続き

問 医療保険年金課国保資格係

111 5273-4146 FAX 3209-1436

次のようなときは、14日以内に区役所または特別出 張所 → P66·67で手続きしてください。「高齢受給者 証 | をお持ちの方は 「保険証 | とあわせてお持ちくださ い。届出・手続きには、原則下記の個人番号確認書類と、 本人(身元)確認書類が必要です(有効期限のある書類 は、有効期限内のものに限ります)。

○ 個人番号確認

マイナンバーカード(個人番号カード)、個人番号の 表示がある住民票、通知カード(住所、氏名等の記載事 項に変更がないもの、または正しく変更手続きがとら れているもの)

○本人(身元)確認 官公署等発行の区が認める書類

	顔写真付き証明書
1点のみ	(例) ☑ マイナンバーカード(個人番号カード) ☑ 運転免許証 ☑ 在留カード ☑ パスポート ☑ 身体障害者手帳 ☑ 精神障害者保健福祉手帳 など
	顔写真のない証明書
2点以上	(例) ☑ 健康保険被保険者証 ☑ 健康保険資格喪失証明書 ☑ 国民健康保険料納入通知書 ☑ 住民票 ☑ 介護保険証 ☑ 国民年金手帳または基礎年金番号通知書
	など

	手続きするとき	必要なもの
	新宿区に転入してき たとき	☑ 転出証明書 外国人の方は在留カードまた は特別永住者証明書(在留 カード等へ切り替える前の方 は外国人登録証明書)とパス ポート
	職場の健康保険や国 保組合をやめたとき	☑ 健康保険資格喪失証明書(扶養家族がいないときは退職証明書でも代用できます)
入るとき	生活保護を受けなく なったとき	☑ 保護受給証明書(単身世帯の場合は保護廃止決定通知書でも代用できます)
ט	出産したとき	図 保険証、不認定通知(※)(産前産後期間の保険料の免除については保険料・一部負担金の減免 → P87、出産育児一時金については給付のあらまし→ P88をご覧ください) ※夫婦いずれか一方が被用者保険(社会保険等)の場合には、保険者から発出される被扶養者不認定通知が必要です。

※保険証の交付は原則郵送です。

	手続きするとき	必要なもの
	新宿区外へ転出するとき	☑ 保険証
やめ	職場の健康保険や国 保組合に入ったとき	区 国保の保険証、職場の健康保 険証
やめるとき	生活保護を受けるよ うになったとき	☑ 保険証、保護受給証明書
	死亡したとき	☑ 保険証(葬祭費については、給 付のあらまし → P88をご覧 ください)
	区内で住所が変わったとき	
	世帯主や氏名が変わったとき	, 世帯全員の保険証
	世帯の合併・分離のとき	
その	保険証等をなくした り、破損したとき	☑ 本人(身元)確認書類 → 左記参照
他	学生が就学のため親 元を離れて新宿区外 に転出したとき	☑ 保険証、在学証明書または学生証、転出先の住民票
	新宿区外の病院、診療所、介護保険施設 などに転出したとき	☑ 保険証(施設により必要なものが異なりますので、詳しくはお問い合わせください) ※医療保険年金課のみが受付窓口となります。

保険料の決め方

問 医療保険年金課国保資格係

100 5273-4146 FAX 3209-1436

保険料は①基礎賦課額(医療分)、②後期高齢者支援 金等賦課額(支援金分)と③介護納付金賦課額(介護分) の合計で、年度ごとに計算し、年度により変わります。 それぞれに、所得にかかわりなく一律に計算される均 等割額と、前年中の総所得金額等をもとに計算される 所得割額があります。

1年間(4月~翌年3月)の保険料は、毎年6月に決定 し、6月中旬頃に通知書をお送りします。 回磁

保険料の計算方法については、新宿区ホー ムページに詳細を掲載しています。



保険料の納め方

問 医療保険年金課国保資格係

111 5273-4146 **EXX** 3209-1436

保険料の納期限は、各納期の末日(金融機関が休業日 のときは翌営業日)です。

○ □座振替(自動払込)による納付

毎月末日(土・日曜日、祝日等の場合は翌営業日)に指 定の預貯金口座から自動的に納めることができます。 登録の手続きは「新宿区国民健康保険料口座振替(自動 払込)依頼書」でお申し込みください。

また、みずほ、三菱UFJ、三井住友、りそな、ゆうちょ の各銀行の金融機関口座の場合は、口座名義人ご本人 がキャッシュカード(磁気付)と本人確認書類(→ P86 参照。)を医療保険年金課国保資格係窓口にお持ちいた だき、暗証番号の入力で簡単に登録の手続きが完了し ます。

※一部ご利用できないカードがあります。

○ 納付書による納付

納付書では次の場所で納めることができます。

- ●医療保険年金課国保資格係、各特別出張所(→ P66・ 67参照。)
- ●銀行、信用金庫、信用組合(都内)
- ●郵便局、ゆうちょ銀行
- ●コンビニエンスストア(納付書の裏面に記載)

○ 年金からの引落し(年金特別徴収)

年金支払月(年6回)に年金から自動的に納付されま す。毎年7月上旬の時点で、世帯主が国民健康保険に加 入しており、世帯内の被保険者全員が65歳以上75歳未 満で、一定の要件を満たす場合が対象となります。

※□座振替利用の場合は除きます。

○ キャッシュレスによる納付

スマートフォンなどを利用したモバイルレジ、ペイ ジー、電子マネーによる納付も可能です。なお、利用に あたってはキャッシュレス対応を行っている各社の利 用規約をご確認のうえ、詐欺などに十分注意して手続 きを行うようお願いします。

保険料・一部負担金の減免

問 医療保険年金課国保資格係(●) 医療保険年金課国保給付係(★)

111 5273-4146 **1** 5273-4149 FAX 3209-1436

下記の要件に当てはまる方は、届出により保険料や 一部負担金(診療を受けたときに医療機関等に支払う 自己負担分)が減免となることがあります。

要件の詳細については、新宿区ホームページをご確 認いただくか、国保資格係または国保給付係までお問 い合わせください。

- ●:保険料が対象 ★:一部負担金が対象
- ●倒産や解雇等により離職された方
- ●出産(妊娠85日以上で死産・流産・早産・人工妊娠中絶 を含む)された方
- ●後期高齢者医療制度に移行した被用者保険の被保険 者と同一世帯の被扶養者の方(65歳以上の方のみ)
- ●★東京電力福島第一原子力発電所事故により避難指 示区域等から避難している現新宿区民の方
- ●★災害やその他特別な事情により生計を維持するこ とが一時的に著しく困難となった方

国保を脱退する手続きは郵送でで

必要書類(新しい健康保険証のコピー等)をお送りいただくこ とで脱退の手続きができます(圓医療保険年金課国保資格係)



医療保険年金課国保資格係にご連絡いただければ、納付書をお 送りします。

国民健康保険料の納付書を紛失してし まった場合はどうしたらよいですか

給付のあらまし

問 医療保険年金課国保給付係 🔟 5273-4149 🔼 3209-1436

※申請方法・必要書類等、詳しくはお問い合わせください。

給付の種類	内 容
療養の給付	病気やけがで国保を取り扱っている医療機関にかかったときの国保負担割合は以下のとおりです。 ●義務教育就学前 8割(自己負担 2割)●養務教育就学~69歳 7割(自己負担 3割)●70歳~74歳 ※8割(自己負担 2割)※一定以上の所得のある方は給付7割(自己負担 3割)
療養費	次のような場合に医療費などを立て替えて支払ったときは、区が認めたものに限り、国保診療の基準により支給します。 SPAN SPAN SPAN SPAN SPAN SPAN SPAN SPAN
高額療養費	月の1日から末日までの1か月間で医療費の一部負担額が高額になり、さらに一定条件を満たした世帯には、申請により自己負担額の限度額を超えた部分が後から支給される制度です。 支給される世帯には受診月の約3~4か月後に世帯主あてに通知します。通知後に申請してください。
外来年間合算(70 歳~74歳の方)	基準日(7月31日)時点の所得区分が一般区分または低所得区分に該当している方に、前年8月~7月の1年間のうち一般区分または低所得区分に該当した期間に外来診療でかかった医療費が144,000円を超えた場合に、超えた金額を年間の高額療養費として支給します。
高額·介護 合算療養費	前年8月~7月までの1年間にかかった国民健康保険医療費と介護保険サービス費の自己負担額を合算し、 限度額以上の高額な費用負担があった場合、限度額を超える分を支給します。
70歳未満で医療 費が高額になる方	限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証が必要な方は国保給付係に申請してください。保険料に滞納のある方は交付できないことがあります。詳しくは、お問い合わせください。
70歳~74歳で医療 費が高額になる方	世帯の所得状況によっては、限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証が交付できます(申請が必要)。詳しくは、お問い合わせください。
長期特定疾病で療 養の方	次の特定疾病で長期間治療を必要とする方は、「特定疾病療養受療証」の交付申請をしてください。 〈対象特定疾病〉 ●人工腎臓(人工透析)を実施している慢性腎不全 ●血しょう分画製剤を投与している先天性血液凝固第™因子障害または第IX因子障害(いわゆる血友病) ●抗ウイルス剤を投与している後天性免疫不全症候群(血液凝固因子製剤の投与に起因するHIV感染)
入院中の食事代等	住民税非課税世帯は、標準負担額等が減額になります(申請が必要)。
出産育児一時金	出産した方(妊娠85日以上で死産・流産した方も含む)に、出生児一人に付き50万円を支給します。原則として、区が直接、医療機関等に支払います。
葬祭費	国民健康保険に加入している被保険者が亡くなったとき、葬祭を行った方に、7万円を支給します。

後期高齢者医療制度

資 資

資格の取得・喪失

間 高齢者医療担当課高齢者医療係

1El 5273-4562 **EAX** 3203-6083

○ 資格の取得

次のようなときは、後期高齢者医療制度の資格を取得することになります。

資格を取得して、後期高齢者医療制度の被保険者となった方には、被保険者証を簡易書留郵便でお送りします。

- ●75歳(75歳の誕生日)になったとき
- 75歳以上の方が、東京都外から転入してきたとき(届出が必要)
- ●65歳以上で一定の障害がある方が加入を希望し、広域連合が認定したとき(申請が必要)
- ●生活保護を受けなくなったとき(届出が必要)

○ 資格の喪失

次のようなときは、後期高齢者医療制度の資格を喪失することになりますので、被保険者証を返還していただきます。

- ●東京都外へ転出するとき(届出が必要)
- 死亡したとき
- ●65歳以上の方が、一定の障害の状態に該当しなくなったとき、または本人から障害の認定に係る申請を取り下げる旨の申し出があったとき(申請が必要)
- ●生活保護を受けるようになったとき(届出が必要)

等



保険料の決め方

問 高齢者医療担当課高齢者医療係

111 5273-4562 FAX 3203-6083

保険料の計算方法

保険料 = |均等割額|+

所得割額

(賦課のもととなる所得金額※×所得割率)

- ●保険料は被保険者一人ひとりにかかります。
- ●保険料の額は、被保険者が均等に負担する「均等割額」 と、所得に応じて負担する「所得割額」の合計額です。
- ●保険料率は2年ごとに見直されます。
- ●所得が少ない場合、一定基準で減額します。
- ●被用者保険の被扶養者だった方には、軽減措置が適 用されます。
 - ※賦課のもととなる所得金額とは、前年の総所得金 額及び山林所得金額ならびに株式・長期(短期)譲 渡所得金額等の合計から地方税法に定める基礎控 除額を控除した額(雑損失の繰越控除額は控除し ません)

保険料の納め方

高齢者医療担当課高齢者医療係

111 5273-4562 FAX 3203-6083

納付方法は「特別徴収」と「普通徴収」の2通りです。

○ 特別徴収

- ●公的年金の受給額が年額18万円以上で、介護保険料 と後期高齢者医療保険料の合計額が、1回当たりに受 け取る年金額の2分の1以下の方が対象です。
- ●年金の支給月(偶数月)に年金から引き落としされます。
- ●□座振替に変更することも可能ですので、ご希望の 方はお問い合わせください。

○ 普通徴収

- ●7月から翌年3月までの計9回で納付していただきます。
- ■区から送付される納付書により納期限までに、金融 機関またはコンビニエンスストアでお支払いくださ い。区役所または特別出張所でも納められます。
- ●便利な□座振替によるお支払いもできます。国民健 康保険などで以前から口座振替によるお支払いだっ た方も、別途手続きが必要です。

給付のあらまし

問 高齢者医療担当課高齢者医療係

11 5273-4562 FAX 3203-6083

※申請方法・必要書類等、詳しくはお問い合わせくださ

種類	内 容		
療養費	次の場合で医療費等を支払った際は、広域連合が認めたものに限り、一定の基準に従い支給します。(申請が必要) ・緊急その他、やむをえない理由で被保険者証を使用できなかったとき ・医師が必要と認め、マッサージ・はり・灸の施術を受けたとき ・柔道整復師の施術を受けたとき ・治療上必要な補装具を作ったとき ・渡航中、海外で治療を受けたとき		
高額療養費	1か月間で医療費の支払額が自己負担限度額を超えた場合、その超えた部分を後から支給します。 初めて支給が生じる方には受診月から最短で4か月後に広域連合から通知します。(申請が必要)		
高額療養費 (外来年間合算)	8月〜翌年7月までの1年間のうち、基準日(7月31日)時点で自己負担割合が1割または2割の方の外来(個人ごと)の自己負担額の合計が144,000円を超えた場合、その超えた部分を後から支給します。初めて支給が生じる方には毎年2月頃に広域連合から通知します。(申請が必要)		
高額·介護 合算療養費	8月〜翌年7月までの1年間にかかった後期高齢者医療費と介護保険サービス費の自己負担額を合算し、自己負担限度額を超えた場合、その超えた部分を後から支給します。 支給が見込まれる方には毎年2月から3月頃に広域連合から通知します。(申請が必要)		
入院中の 食費	の 住民税非課税世帯は、標準負担額等が減額になります。(申請が必要)		
入院時 負担軽減 支援金	後期高齢者医療制度に加入している方が、7日以上入院した場合、入院期間に応じて1年度あたり1~3万円を支給します。(申請が必要)		
葬祭費	後期高齢者医療制度に加入している方が亡くなった際、葬祭を行った方に7万円を支給します。(申請が必要)		

国民年金

国民年金

問 医療保険年金課年金係

111 5273-4338

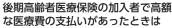
FAX 3209-1436

3354-5048 新宿年金事務所

FAX 3354-5049

国民年金は、原則として日本に住民登録のある20歳 以上60歳未満のすべての方(外国人を含む)が加入し、 [老後を迎えたとき] [万一事故や病気で障害の状態と なったとき」「配偶者が死亡して子のある家族が残され たとき」などに給付を行い、生活の安定を図ることを目 的としています。





金 税

国民年金保険料は、定額保険料が月額16.980円(令 和6年度)、付加保険料(より多くの年金が受けられる 「付加年金」の保険料)が月額400円です。

第1号被保険者・任意加入被保険者の方は、ご自分で 保険料を納めてください。保険料は、納め忘れがなく便 利な口座振替をお勧めします。

国民年金の加入

問 医療保険年金課年金係

111 5273-4532 FAX 3209-1436

○ 必ず加入しなければならない方【強制加入】

(1)日本に住民登録のある20歳以上60歳未満の自営 業・自由業・学生の方(第1号被保険者)…区役所また は特別出張所 → P66·67で手続き

- (2)厚生年金に加入する方(第2号被保険者)…勤務先で
- (3)第2号被保険者に扶養される20歳以上60歳未満の 配偶者(第3号被保険者)…配偶者の勤務する事業所 の事業主を経由して手続き

○ 希望すれば加入できる方【任意加入】

年金を受けるために必要な保険料納付済期間等が足 りない方や満額の年金に満たない方は、60歳から65歳 になるまで希望すれば任意加入できます。

昭和40年4月1日以前に生まれた方が年金を受ける ために必要な保険料納付済期間等が足りない場合は、 70歳になるまでの間、必要な期間を満たすまで任意加 入できます。そのほか、20歳以上65歳未満の海外在住 の日本の方も任意加入ができます。

特別区税等に関する手続き **問 ※税務課の問い合わせファックスはいずれも FAX 3209-1460**

		内 容	問い合わせ	
特別区民税・都民税	課 税	申告、納税通知書・税額通知書の内容等、給与支払報告書、 給与所得者異動届・特別徴収切替申請書等	税務課課税第一·第二係 [E] 5273-4107·4108	
		退職所得の申告等	税務課課税調整係	E 5273-4109
		特別徴収(給与・退職所得)分の収納	税務課課税調整係	E 5273-4109
	等	普通徴収分の収納(納付書、口座振替、ペイジー・クレジット納付等) 納税管理人の指定、減免、還付	税務課収納管理係	EL 5273-4139
		納税相談(分割納付等)	税務課納税係 ※令和7年度に組織名・電	TEL 5273-4534 電話番号等を変更予定
森林珍	から、特別区民税・都民			
軽自動車税	登録・廃車手	原動機付自転車·小型特殊自動車	税務課収納管理係	III 5273-4139
		125ccを超える二輪車	練馬自動車検査登録事務 111 050-5540-2032	
		軽自動車(三輪・四輪)	軽自動車検査協会 東京 111 050-3816-3101	主管事務所練馬支所
	課	種別割納税通知書の内容 種別割の収納(納付書、ペイジー・クレジット納付等)、減免	税務課収納管理係	E 5273-4139
		納税相談	税務課納税係 ※令和7年度に組織名・電	TEL 5273-4534 電話番号等を変更予定
		※令和元年10月より「環境性能割」が創設され従来の軽自動車税は変更になりました。「環境性能割」は三輪以上の軽自動車取得時、 賦課徴収は東京都が行います。		
諸税		特別区たばこ税の申告、納税、相談 入湯税の申告、納税、相談	税務課税務係	E 5273-4135
 税 証 明		特別区民税・都民税課税(非課税)証明書・納税証明書 軽自動車税(種別割)納税証明書 「交付手数料1通300円・窓口に来られる方の本人確認ができる」 書類(運転免許証・パスポート等)をお持ちになり、 L税務課・特別出張所で申請してください。 ※税証明のコンビニ交付サービス ➡ P83	税務課収納管理係	TEL 5273-4139
		税理士による税務相談の予約 (原則毎月第1・第3火曜日(祝日等は変更) 午後1時30分〜4時 1人30分) ※新宿区に在住・在勤の方が対象、無料	税務課税務係	IEI 5273-4135

都税

問 新宿都税事務所(西新宿7-5-8)(地図 → P63) Ⅲ 3369-7151(代表) 3369-8090

○ 都税について

都では、都民税(法人・利子割・配当割・株式等譲渡所得割)、 事業税(個人・法人)、不動産取得税、都たばこ税、ゴルフ場利 用税、自動車税(種別割・環境性能割)、鉱区税、軽 油引取税、狩猟税、宿泊税、23区内の固定資産税・ 都市計画税、事業所税などを課税しています。

○ 電子申告・電子納税等のご案内

現在、法人事業稅·都民稅(法人·利子割·配当割·株式 等譲渡所得割)·特別法人事業税·地方法人特別税、23区 内の事業所税、23区内の固定資産税(償却資産)等につ いて、eLTAX(地方税ポータルシステム)を利用した電 子申告等の受付を行っているほか、上記の税 (固定資産税を除く)について、eLTAXを利用 した電子納税も行っています。



四谷税務署(地図 → P61)四谷三栄町7-7 **3359-4451**

新宿税務署(地図 → P65)北新宿1-19-3 **111** 6757-7776

○ 相談

国税に関する一般的な相談は、電話相談センターで お答えします。税務署におかけいただいた電話はすべ て自動音声でご案内します。相談内容に応じて番号を 選んでください。

相談の内容によって電話での回答が困難な場合に は、税務署で相談できます(予約が必要)。

○ 国税庁ホームページ

各種様式や説明書等を掲載しているほか、画面に基 づいて必要項目を入力すると、所得税の確定 申告書が作成できる「確定申告書等作成コ ナー|を掲載しています。



○ e-Tax(国税電子申告・納税システム)

e-Taxは、所得税、法人税、消費税、相続税、贈与税、印紙 税、酒税などの申告や法定調書の提出、青色申告の承認申 請、納税証明書の請求などの各種手続を、インターネット を通じて行うものです。税金の納付も、ダイレクト納付 やインターネットバンキング、クレジットカード納付、ス マホアプリ納付、コンビニ納付(二次元コード)、ペイジー (Pay-easy)対応のATMを利用して行うことができます。

国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」で作 成したデータを、引き継いで電子申告することもできます。

e-Tax・作成コーナーヘルプデスク

11 0570-01-5901

(全国一律市内通話料金) 月曜日~金曜日 午前9時~午後5時 (休祝日及び12月29日~1月3日を除く)



インターネットを利用した手続き等

電子申請サービス

間 電子申請手続一覧の手続内容については 各担当課へ

電子申請サービスの利用方法については 情報システム課 電子申請担当へ

5273-3761 FM 3209-9946

電子申請サービスとは、窓口で行っている 申請・届け出手続きを、インターネットを利 用して自宅のパソコンやスマートフォンか 回りを ら行うことができるサービスです。原則24時間、休日 でも利用できます。電子申請サービスは、新宿区ホーム ページの「電子申請サービス」からご利用できます。

○ 電子申請手続(一部を紹介)

内容	問い合わせ	
公文書の公開請求	区政情報課広報係 TEL 5273-4064 FAX 5272-5500	
「広報新宿」個別配達申し込み		
歯科健診票の請求	健康づくり課 健康づくり推進係 161 5273-3047 FAX 5273-3930	
健康診査・がん検診等受診券の請求	健康づくり課健診係 15273-4207 FAX 5273-3930	
すくすく赤ちゃん訪問の申し込み	各保健センター → P94	

窓口受付状況·Web発券

問 戸籍住民課住民記録係

111 5273-3601

FAX 3209-1728

医療保険年金課庶務係

11 5273-3880 FAX 3209-1436

税務課税務係 **III** 5273-4135

FAX 3209-1460

特別出張所 → P66·67

戸籍住民課・医療保険年金課・税務課・各特別出張所 の窓口受付状況(待ち人数)を区公式ホームページから 確認することができます。

また、戸籍住民課・医療保険年金課の一部手続きで区 役所へ来庁する場合、スマートフォン等から受付番号 を事前に発券(Web発券)することができます。

詳細は、二次元コードからご確認ください。

※Web発券受付時間は平日の午前9時~午後4時

※Web発券の有効期限は当日の窓口受付時間までで

※Web発券は窓口の混雑状況等により発差 を中止する場合があります。



よくある質問 年の途中で引越した場合、住民税(特別区

住民税は1月1日現在にお住まいの区市町村で課税され、その 年度の全額を納めることになります(間税務課課税第一・第二係)